

平成21年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成21年11月30日 午前10:00

○散 会 午後 0:10

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	肥田野耕二	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	山口義光
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	鈴木公悦
市 民 生 活 部 長	宮田隆悦	福 祉 保 健 部 長	小林健一
総 務 課 長	児玉俊幸	企 画 政 策 課 長	鈴木司
活 性 化 推 進 室 長	関谷良広	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	川上護	収 納 課 長	菅原龍太郎
市 民 課 長	鈴木利美	生 活 環 境 課 長	近藤進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長	川上秀佐男	追 分 出 張 所 長	三浦喜博
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齢 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	伊藤正吉	産 業 課 長	伊藤清孝
都 市 建 設 課 長	藤原貞雄	下 水 道 課 長	三浦永寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成21年11月30日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 議案第68号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第69号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第70号 潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第71号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第72号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第73号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第11 議案第74号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第75号 平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 議案第76号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第14 議案第77号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第15 議案第78号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 1 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 同意第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 0 同意第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 1 発議第 7 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 発議第 8 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 陳情第 1 1 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 日程第 2 4 陳情第 1 2 号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情
- 日程第 2 5 陳情第 1 3 号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情
- 日程第 2 6 陳情第 1 4 号 暮らしを支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情
- 日程第 2 7 陳情第 1 5 号 2 0 1 0 年度の年金確保に関する陳情
- 日程第 2 8 陳情第 1 6 号 最低保障年金制度創設などを求める陳情
- 日程第 2 9 陳情第 1 7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情
- 日程第 3 0 総務常任委員会審査報告（継続審査 発議第 6 号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について）

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番佐藤昇議員および14番伊藤博議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る11月20日および26日開催の議会運営委員会において審査の結果、本日30日から12月11日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は11月30日から12月11日までの12日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してある報告書のとおりですので朗読説明は省略します。

なお、別紙のとおり、当局より平成20年度潟上市健全化判断比率の訂正報告がありましたので、ご報告します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月20日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもと、11月26日に委員、正副議長の出席のもとで開催しております。

本定例会の運営について報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第68号は本日の本会議にて採決まで、議案第69号の条例（案）は総務常任委員会へ付託、議案第70号、71号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第72号の損害賠償の額を定めることについては本日の本会議にて採決まで、議案第73号から議案第81号の各会計の補正予算（案）については所管の常任委員会へ付託、同意第8号、第9号は本日の本会議にて、という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

請願・陳情について申し上げます。

お手元の請願・陳情一覧表のとおり、各所管の委員会へ付託することと致します。

発議について申し上げます。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）が提出されております。初日の日程として取り扱いすることと致します。

総務常任委員会へ付託となっておりました、発議第6号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について申し上げます。

総務常任委員会での審査が終了し、議長あてに審査報告書が提出されております。総務常任委員会からの審査報告ならびに発議第6号の採決は本日行うこととします。

一般質問について申し上げます。

一般質問については4名の通告者がありました。5名以下ですので、一般質問は12月2日水曜日の1日とし、3日木曜日は休会と致します。

抽選の結果、12月2日水曜日の1番めに11番藤原典男議員、2番めに4番佐々木嘉一議員、3番めに7番佐藤恵佐雄議員、4番めに14番伊藤博議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも12月7日月曜日の午前10時からの開催とします。

議会改革特別委員会の審査報告について申し上げます。

審査が終了し、議長あてに報告書が提出されております。最終日の日程として取り扱

うことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに平成21年度第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

新型インフルエンザによる感染者の数は依然として増加を続け、学校や保育園等においても学級閉鎖などの対策を講じている状況であります。

国では、感染者の大半が若年者に集中していること、しかも小児の死亡者も増えていること、接種者の1回目の免疫獲得率が高いことなどの結果等を踏まえ、一部対象者の接種回数の見直しと接種時期の前倒しを発表しております。妊婦と基礎疾患のある方、特に基礎疾患のある小児については最優先に予定通り11月16日から予防接種が開始され、潟上市内の医療機関においても実施されております。また、当初12月中旬から接種開始予定とされた持病のない1歳から小学校3年生については、国の前倒し措置がとられ、12月7日から各医療機関で接種が開始される予定であります。

潟上市においても男鹿市・南秋田郡医師会を中心に潟上市内の医療機関の協力のもとに集団予防接種を実施する予定であります。12月12日の土曜日を皮切りに、持病のない1歳児から小学3年までの児童、0歳児の両親、小学4年から6年までの児童、中高生の順に実施する予定であります。

なお、予防接種の申し込み手続きについては、12月の広報等で周知致します。

また、学校、幼稚園、保育園における11月18日までの集団発生による臨時休業の状況は、小中学校においては休校が1校、学年閉鎖が15学年、学級閉鎖が22学級、幼稚園・保育園ではクラス閉鎖が5クラスとなっております。

教育委員会では、児童生徒園児に対して、これまで以上に、うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの徹底等を指導しているほか、保護者の皆様に対しても家庭内における予防対策、子供の体調管理等に十分配慮されるようお願いしております。

また、各公共施設の入口等に消毒液を設置したほか、市民が集まるイベントは、11月28日開催予定でありました生涯学習推進大会同様、中止も検討しながら感染拡大の防止に努めてまいります。

次に、「潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）」策定の経過について申し上げます。

市内追分西地区の砂利採取計画に起因するその後の状況につきましては、10月21日をもって採取跡地の整地等を終え、事業者である東北石材建設株式会社からは10月23日付で「砂利採取廃止」の届出がありました。

市では、このたびの事案を教訓に、市内の地下水環境はもとより自然環境の保全を図ることを柱とした「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）」の策定作業を行っております。

ご承知のとおり、この条例に関連する上位条例は本県にはなく、国・県などの関係機関と協議しながら進めておりますが、市民の皆様からも広くご意見を頂くため、市民説明会を市内4会場で開催しました。結果、天王地区は天王公民館0人、追分勤労青少年ホーム19人、飯田川公民館0人、昭和公民館1人という出席者の状況でありました。ファックスやメール、郵送による意見募集も行っており、それぞれ頂いたご要望やご意見をできる限り反映しながら次回定例会に同条例（案）を提出する予定で作業を進めております。

次に、地域再生事業について申し上げます。

天王グリーンランド内における直売所建設に係る設計業務につきましては、10月8日に指名型プロポーザル方式による審査委員会を開催しております。参加表明のあった4社のうち、評価総合得点が最も高かった株式会社青島裕之建築設計室を業務契約候補者と決定し、10月19日に設計業務委託契約を締結しております。これを受けて活性化部会において提案内容の概略を説明し、今後は活性化推進協議会などにも提示しながら細部の調整を図ってまいります。

一方、運営面では11月25日に市民による新たな運営企画部会を立ち上げております。ここでは、公園エリア内の運営範囲の検討や経営計画の作成、既存出店者との調整、運

営サービス内容など、施設全般についての運営方法を検討し、あわせて運営主体の設立を目指してまいります。

また、出荷組合の組合員募集に当たり、組合の規約や出荷体制などについて、市内7か所において事前説明会を開催しており、12月中に出荷組合員の募集を行うこととしております。

次に、「追分保育園（仮称）施設整備事業」について申し上げます。

本事業は、「潟上市幼保一体化基本計画」に基づき、追分保育園と追分乳児保育園を統合し、年齢により区分された保育環境を解消し、園児の園生活の安定と保護者の利便性の向上を図るものであります。

このことから11月13日に創造性や技術力に富み、より質の高い設計内容とするために、指名型プロポーザル方式により業務契約候補者として有限会社村田弘建築設計事務所を選定致しました。

園児や保護者にとって、機能的で安心・安全な保育環境が実現されるよう、今後、設計内容について更に協議し、次年度の建設開始に向かう予定であります。

次に、災害復旧時の協力に関する協定の締結についてご報告致します。

11月11日付で潟上市と東日本電信電話株式会社秋田支店との間で秋田県地域防災計画ならびに潟上市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、協定を結んでおります。

本協定は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的に協定を結ぶものであります。

次に、11月14日から15日にかけて発生しました強風被害について申し上げます。

11月14日午後10時50分、県内に暴風波浪警報が発令され、市内でも強風にみぞれを伴う大荒れの状態が続いたことから、15日朝に関係機関職員が待機して警戒に当たり、午前9時30分に警戒部を設置し、被害状況の収集に当たりました。

本市では、強風にあおられて2名の負傷者が出たほか、JAあきた湖東の昭和地区にあります低温倉庫の屋根の一部剥離、天王・昭和・飯田川の各地区の屋根の剥離や車庫のシャッター破損および農業ハウスの破損等40件の被害がありました。

次に、9月30日で受付を終了しました定額給付金給付事業について申し上げます。

給付対象1万2,912世帯のうち1万2,845世帯から申請があり、5億4,347万6,000円を給付しております。給付金の給付率は99.81%でありました。

次に、子育て応援特別手当について申し上げます。

厚生労働省より10月15日付で平成21年度版子育て応援特別手当に関しまして、その趣旨を生かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させて頂く旨の通知がありました。このため、市では11月号広報で事業の停止を周知し、今定例会に係る予算を計上しております。

また、9月18日で受け付けを終了致しました平成20年度版の子育て応援特別手当につきましては、交付対象409世帯のすべてから申請があり、総額で1,530万円が交付されております。

次に、行政組織機構の見直しについて申し上げます。

合併後5年が経過し、分庁方式での新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズへの対応が難しくなっております。厳しい財政状況を踏まえ、行政改革大綱・集中改革プランの推進、定員適正化計画による職員数の削減など組織のスリム化を図るとともに、簡素で効率的・効果的な行政運営の構築を念頭に組織機構を見直しします。

平成22年4月1日付の組織については、税の賦課と収納の連携を密にし、賦課徴収一体となった事務の効率化を進めるため、「収納課」を「税務課」に統合致します。更に、収納率向上を図るために来年度より秋田県地方税滞納整理機構（仮称）に職員を派遣する予定としております。また、上水道と下水道の整備促進と維持管理業務の連携を密にし、事務の効率化を図るために、「下水道課」と「水道課」を統合して「上下水道課」と致します。それに生涯学習と社会体育の分野で生涯にわたって学べる機会を一元的に提供するために「スポーツ振興課」を「生涯学習課」に統合することとしております。

今後も計画的に組織機構の見直しを行い、スリムで効率のよい行政運営に心がけてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

昨年の12月定例会の行政報告でも申し上げましたが、懸案事項となっております秋田市からの分水供給解消（平成24年度末）による牛坂地区と追分地区の一部の給水対応につきましては、前段である水源調査を5月と8月に出戸浄水場付近で実施した結果、良質で豊富な水量が見込まれる水源地であることがわかりました。今後は、この結果を踏まえ、整備方法の検討を進めてまいります。

次に、農業集落排水について申し上げます。

市内4か所にある農業集落排水処理場は、八郎湖が指定湖沼となったことに伴い、処

理場の改修などが義務づけられておりますが、このうち大崎地区については処理方式が旧式のため全面改修する必要があることから、改修事業費や維持管理費など費用対効果を検討した結果、処理場を廃止して公共下水道に接続することが有利であるため、現在、県ならびに国と協議中であります。

なお、ほかの3地区についても、より効率的な改修などを検討中であります。

次に、バイオエタノール製造実証設備の竣工について申し上げます。

農林水産省のモデル地区に選ばれ、昭和工業団地に建設が進められていたプラント工場の竣工式が11月18日、同敷地内で行われました。

本プロジェクトは、稲わら収集のノウハウを有する財団法人秋田県農業公社とソフトセルロースの糖化技術を持つカワサキプラントシステムズ株式会社が連携し、食料と競合しない稲わらを原料にバイオ燃料の製造・利用実証を一体的に行うもので、1日当たり200リットルの製造を目指しております。また、醗酵技術のノウハウを持つ地元企業の小玉醸造株式会社が協力機関として参加しております。

既に稲わらの収集実験が大潟村の水田で始まっており、バイオ燃料の「地産地消」に向けた取り組みがスタートしております。この実証事業により新たな技術が確立されれば、農村地域が食料生活基地としてだけでなく、エネルギー生産の場として重要視され、資源豊かな秋田県にとって農林業の振興や地域の活性化、新産業の創出等につながるものと期待を寄せております。

また、団地内では産業ガスや医療用ガス等を事業基盤とする「東北エア・ウォーター株式会社」も施設を建設中であり、来年1月末の竣工予定であります。

次に、農業の概況について申し上げます。

今年は春には霜や雹^{ひょう}、6月下旬から7月にかけての日照不足、更に豪雨など、農家にとっては気を抜けない苦勞の多い年だったと思います。

稲作の状況については、東北農政局秋田農政事務所が10月30日に発表した県央の作況指数は「97」のやや不良、予想収量は全県平均を10キロ下回る557キロで、日照不足による穂数の減少が大きな要因となっております。

本市における米の品質については、10月末で1等米比率が97%と高い数値を示しております。このことは、一部にいもち病や紋枯れ病が発生したものの、的確な薬剤の選択散布やカメムシ類の防除対策が功を奏したものであると思われまふ。今後も実証結果を踏まえ、適正な防除体系のもとで良質米の生産を目指してまいります。

果樹については、和梨の集荷量は平均の約80%で、品質は小玉果となっております。特に日照不足と降雨の影響により黒星病の発生が見られ、販売額も昨年を下回っております。

花卉の輪菊も日照不足により品質は全般的に昨年と比べやや劣るものの、出荷量は例年と同量の計画出荷がなされております。また、シクラメンなどの鉢物は、11月上旬から出荷されております。品質と生産数量は、天候の影響により多少のばらつきが見られましたが、おおむね例年並となっております。

転作大豆については、刈り取りが天候不順により10月下旬から始まっております。品質は良好で大粒は多いものの、収量が少ない状況であります。11月10日現在の刈り取り進捗状況は約50%で、等級は1等が69%、2等が20%となっております。

しかし、今後の降雨等により品質の低下や減収が懸念されております。

次に、広域観光圏について申し上げます。

県央と県南の11市町村で「美の旅あきた観光圏」を形成しようとする構想に対し、参加が見込まれていた県南の市・村から見送りの意向が示され、11月11日に予定されていた法定協議会の設立総会が延期されました。

「観光圏」は国の観光圏整備法に基づく構想で、全国で30区域が認定されており、県内では、にかほ市が山形・新潟県の市町村とともに認定されております。認定を受けた場合、自治体と民間で構成する法定協議会が作成するマスタープランに基づいて、圏域の民間事業者が事業を実施すると国から経費の4割相当の補助を受けられるというものであります。

これまで「美の旅あきた観光圏」として認定を目指して8回の会合を重ね、来年1月の認定申請に向け11日に法定協議会を設立する予定でございました。しかし、「性急過ぎる」「もっと議論を積み上げるべきだ」などの慎重な姿勢を示している市町村もあり、現在、設立は見送られている状況であります。

本市と致しましては、こうした圏域事業は近隣市町村と連携し、足並みをそろえてこそ事業効果があると考えておりますので、再度時間をかけて議論して進めるよう事務局の秋田市へ申し入れております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、豊川小学校について申し上げます。

11月9日、豊川コミュニティセンターで教育委員会による地域や関係団体との説明会

が開催されました。当日は、地域住民の要請を受けて私も出席し、また、昭和地区出身6議員も同席のもと、平成22年4月の統合時期を1年伸ばして新たに23年4月とするこのこれまでの経過等について説明を致しました。

教育委員会の判断として、統合時期を平成22年4月としたことに対し、その後に地域および保護者から「性急である」「児童の心のケアが必要」等々の意見があったこと、これらの声を受けて昭和豊川地区出身の3議員による協議がなされ、その後9月15日に昭和地区議員7名による協議の場に私と教育長も出席し、議員側から「1年延長」の申し出があり、私としてもこれを了承したものであります。これを受けて教育委員会臨時会が開催され、「統合の先延ばしは1年が限度であること」等との判断のもとに、説明会に至っていることについて述べ、意見を求めたものであります。

地域住民・保護者の方々からは、これまでの進め方やアンケート結果、学校建設要望等について質問が寄せられました。今後も地域の皆様から統合についてご理解頂けるよう説明に努めてまいります。

次に、中学校2年生によるキャリア・スタート・ウィーク職場体験について申し上げます。

羽城中学校が10月5日から8日までの4日間、天王中学校が10月19日から23日までの5日間、天王南中学校が10月20日から22日までの3日間、それぞれ67の事業所にて職場体験をしております。台風18号の接近や新型インフルエンザの対応などで日程や体験先を変更した生徒もおりましたが、事業所のご協力を頂き、無事に体験を終えることができました。

キャリア教育は、幼保・小中学校および高等学校と各段階において継続し、あらゆる場面で行っていくものですが、その中でも中学校2年という時期に一定期間の職場体験を行うことで、働くことの楽しさや厳しさを感じ取り、職場の人々とのふれあいから、ふるさとへの愛着心が育った有意義な活動となりました。

今後とも、ご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、今年度の文化祭について申し上げます。

今年度の文化祭・産業まつりは、10月24日・25日に市制施行5周年記念と冠して天王会場と飯田川会場（昭和・飯田川合同開催）で同日開催致しました。出展作品は絵画、書道、陶芸等が天王会場で1,462点、飯田川会場で917点でありました。

また、天王公民館を会場に行われました25日の文化講演会では、女優の真野響子さん

が「私の空想美術館」を演題に講演し、約550人の市民に大きな感動を与えました。

文化祭と同日開催された産業まつりは、飯田川体育館を会場に行われ、昨年より62点多い182点の農産物等の出品がありました。今年は日照不足等の天候不順により作物への悪影響が懸念されておりましたが、出品された農産物はいずれもすぐれたものばかりで、日頃の高い生産意欲と努力に深く敬意を表する次第であります。ご指導・ご協力をいただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

潟上市音楽祭は、より市民の身近に感じて頂くため、本年度より「かたがみコンサート」と称して、24日に羽城中学校体育館を会場に市内3中学校吹奏楽部と秋田県立秋田西高等学校吹奏楽部による演奏が行われ、多くの来場者を魅了しました。

次に、庁舎建設についてお詫びを申し上げます。

先の6月定例会において、新庁舎の建設地として複数の候補地を今年中には議員各位ならびに市民の皆様へ提示することとしておりましたが、将来的重要事項であり、今年度末までお時間を頂き検討することと致しましたので、ご了解をお願い致します。

追加分として、消防の広域化について申し上げます。

男鹿市・潟上市・南秋田郡町村の広域消防化につきまして、去る11月24日、五城目町役場において協議会を開催し、調整項目の協議状況や今後のスケジュールなどについて協議したところであります。

昨年の12月に平成22年4月の統合を目指して協議を進めることとしておりましたが、負担金の乖離が大きいことや財産の取り扱いなど調整に時間を要する項目や統合後の運営計画などの策定について調整が必要なことから、2か年程度繰り延べて、今後想定される人口減少や無線のデジタル化等を踏まえた安全・安心地域社会の実現に向けて協議を進めることと致しました。

本定例会には、議案として潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）ほか3件の条例案、損害賠償の額を定めること、平成21年度潟上市一般会計補正予算（案）ほか各会計補正予算（案）8件ならびに人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、議案第68号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第68号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） おはようございます。

それでは、議案第68号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由と致しまして、人事院勧告および県人事委員会の勧告にかんがみ、一般職の職員について、給料の月額改定、期末手当および勤勉手当の額の改定ならびに自宅にかかわる住居手当の廃止を行うとともに、勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定する等の必要があり、また、常勤の特別職についても期末手当の額の改定を行う必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

各条項につきましては、それぞれ皆さんに配付してある参考資料の新旧対照表等で説明しておりますけれども、若干補足説明致します。

平成21年8月11日付の人事院勧告および10月9日付の秋田県人事委員会の勧告を受けまして一般職の給料の月額を平均0.2%と12月の期末手当を0.15か月分、それから勤勉手当を0.05か月分、平成22年6月以降の期末手当を0.2か月分、それから勤勉手当を0.05か月分それぞれ引き下げるものでございます。

また、新築や購入後5年間にかかわる自宅の住居手当の廃止や勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に改定するものでございます。勤務時間については昼休み時間、現在12時45分まで行っておりますけれども、これを15分間延長致しまして、始業・終業時間には影響しないように取り扱っていきたいと考えてございます。

それから、常勤の特別職、市長、副市長、教育長についても12月の期末手当を0.15か月分、平成22年6月以降の期末手当を0.2か月分引き下げるものでございます。

宜しくご理解のほど、お願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 潟上市は職員のラスパイレス指数が低いので人事院勧告に基づかないで、今の給与に見合った減額の幅を検討できなかったのか。特に若い人については、期末手当とかその減額を見送ったところもありますけれども、その点についてご検討なされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 11番さんの質問にお答えします。

潟上市職員のラスパイレス指数が低いのは私も承知しております。前回でも思いきってこの引き下げをしないという判断をしたときもありました。ただし、私たちはあくまでも法治国家でありますので、国で定めたことについては従わなければならないということで、今後は大幅な削減とかそういうものについては、ラスパイレス指数との関係も十分考慮しながら進めたいと思っています。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 若い人の期末手当の減額については実行しなかったところもありますけれども、そこら辺はご検討なされたのかどうか、そこをもう一度お願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） すべて同一に国の勧告どおり実行するということです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木嘉一） 人事院勧告どおり実施するということについては、諸般の事情等いろいろあると思ひまして、私は止むを得ないものかなと思っておりますが、先ほど説明の中で若年層という説明がなかったように思いますが、いずれ勧告によりますと、若年層以外の職員については0.2%の給与の引き下げということがあります。したがって、潟上市の場合、若年層、あるいは若年層以外の構成割合とかそういうものはどのようになっていますでしょうか、お答え願います。

○議長（藤原幸作） 児玉総務課長。

○総務課長（児玉俊幸） 4番佐々木議員にお答え致します。

若年層についてお答え致します。

本市の職員は1級につきましては14名、それから2級が45名でございます。この辺の

ところが若年層であります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 4番、よろしいですか。

○4番（佐々木嘉一） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 私は提案されております潟上市一般職の職員の給与に関する条例（案）について、反対の立場から討論を致します。

公務員の給与は地方の民間企業の賃金に深く影響があります。今、経済情勢が悪化する中、さらに職員の期末手当および勤勉手当の減額、また、自宅にかかわる住居手当の廃止などを行うことは、職員の家族に対する経済的な苦痛、負担を与えるだけでなく、地域経済にも大きな影響を与えることとなります。潟上市はラスパイレス指数が特に低いので減額の幅を抑えるとかという努力も必要ではないでしょうか。また、若い人の分については据え置きしている自治体もあります。せっかくの定額給付金も、これではむだになってしまったのではないのでしょうか。そのことを指摘しながら私は今回の条例に反対致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

【日程第6、議案第69号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第69号 潟上市行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第69号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について。

潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、市民の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図り、市の機関等に係る申請、届出等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるよう共通事項を定める必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

これは、今まで書面で行っておりました申請等、処分通知等、縦覧等について、今後はインターネット等により手続をできるように規定するものでございます。

条例でございますが、次のページに移ります。

潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例でございます。第1条から第8条までになってございます。

第1条が目的でございます。この条例は、市の機関等に係る申請、それから届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資することを目的としています。

第2条が定義、それから第3条が電子情報処理組織における申請等、それから第4条が電子情報処理組織による処分通知等、第5条が電磁的記録による縦覧等、それから第6条が電磁的記録による作成等、第7条が電子情報処理組織の使用等に関する状況の公表となっております。

第7条、市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、または行うことができる申請等および処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表することとなっております。

この条例を施行するに当たって潟上市の行政手続条例が改正になります。第8条と、それから第33条が改正されます。詳しくは皆さんに配付しております参考資料を後でご覧いただきたいと思います。新旧対照表もありますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第7、議案第70号 潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第70号、潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第70号について、当局より提案理由の説明を求めます。宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） おはようございます。

それでは、議案第70号、潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例（案）について説明致します。

潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、有線放送電話に指定管理者制度を導入し、行財政運営の効率化を進め、利用者へのサービス向上を図るため、関係条例の関係部分を改正するものであります。

それでは参考資料の18ページをお願い致します。

このたびの改正は、提案理由で今申し上げましたとおり指定管理者制度を導入するための追加読み替え規定の内容であります。

第6条の「有線放送電話の使用」を「有線放送電話の利用」に改正するものであります。

第7条に見出しと致しまして「施設の補修等」を加えるものであります。

次に、第9条の次に3条を加えるものであります。いずれも指定管理者制度導入のための追加によるものであります。

それから次に、潟上市の有線放送電話使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは指定管理者制度による読み替えによるものでござい

まして、現在の条例で第9条から3条を加えるものであります。

次に、潟上市有線放送新設工事等負担金徴収条例の一部改正についてですが、第5条に指定管理者制度による読み替え規定を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第8、議案第71号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第71号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） 議案第71号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、昭和59年3月より使用開始した一般廃棄物最終処分場について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に適合していることが確認され、廃止されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは参考資料の22ページをお願い致します。

ページの右側にあります名称が「潟上市最終処分場」、位置は「潟上市飯田川飯塚字鳥木沢177番地1」を削除するものであります。

これは飯塚財産区と昭和58年7月に賃貸契約を締結したものであります。平成18年の3月に最終処分場廃止業務委託契約が終了し、その後1年間にわたって水質検査を行い、平成19年3月に賃貸契約を終了し、10月に県から廃止確認通知書を受けて廃止するものでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第9、議案第72号 損害賠償の額を定めることについて】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第72号、損害賠償の額を定めることについてを議題

た。

暫時休憩致します。再開は11時5分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第10、議案第73号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第18、議案第81号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第18、議案第81号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第73号から議案第81号について、当局より一括して説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは私の方から、平成21年度12月補正に関わる予算の大綱を説明致します。

説明の前に各会計すべて、このたびの補正予算は人事院勧告に伴う人件費を一般会計はじめ各特別会計、企業会計の全体にわたって計上していることを最初に申し上げておきます。

それでは、議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてでございます。

平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,784万3,000円とするものでございます。

歳入の方について主なものを説明致します。9ページでございます。1款1項市民税は6,700万円の減額でございます。個人分が3,000万円分の減、法人分が3,700万円の減でございます。これは昨年来、秋以来の景気の低迷によるものでございます。13款1項1目民生費国庫負担金は3,357万5,000円の追加で、生活保護費負担金でございます。

10ページをお願い致します。14款2項県補助金は760万3,000円の追加で、主なものは

3目衛生費県補助金で、新型インフルエンザ予防接種事業補助金881万7,000円でありま
す。18款1項1目繰越金は3,781万5,000円の計上でございます。

11ページをお願い致します。19款5項5目雑入は383万円の追加で、主なものは市が
所有致します建物共済災害共済金、市営住宅の火災保険金でございます。386万6,000円
でございます。20款1項市債は20万円の減額で、道路改良事業債であります。

続いて歳出について申し上げます。12ページをお願い致します。2款1項1目一般管
理費は2,627万9,000円の追加で、主なものは3節の職員手当等のうち退職手当負担金
2,911万6,000円でございます。これは退職者の特別負担金の増によるものでございます。

22ページをお願い致します。3款3項2目扶助費は4,476万7,000円の追加で、主なも
のは医療扶助費3,628万9,000円でございます。

24ページお願い致します。4款2項3目クリーンセンター費は284万8,000円の追加で、
主なものは修繕料601万7,000円で、2号炉ガス冷却塔の耐火物の修繕を行うものでござ
います。

28ページ、8款2項2目道路新設改良費は1万3,000円の追加であります。主な内容
は、大清水下谷地線、JR東日本の橋の架け替え工事負担金6,500万円を減額し、追分
下出戸線と広域秋田五城目線の工事費に組み替えるものでございます。

29ページ、8款5項2目住宅管理費は386万6,000円の追加でございます。先ほど歳入
で説明したものでございますけれども、9月10日未明、新関団地の火災があった市営住
宅の補修工事でございます。

次に、議案第74号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,460万7,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ37億3,242万6,000円とするものでございます。

2ページでございます。歳入予算の概要については、1款国民健康保険税を2億
7,382万8,000円を減額します。3款国庫支出金7,325万9,000円、10款繰越金1億8,621
万円をそれぞれ追加するものでございます。

3ページ、歳出予算の概要については、2款保険給付費、実績見込みによりまして
457万8,000円を追加し、3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金については、納付
額の確定によりそれぞれ過不足を調整するものでございます。

次に、議案第75号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(案) について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,114万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しまして、平成20年度の一般会計の財源負担の精算でございます。

次に、議案第76号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,142万5,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,927万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度繰越金を介護給付費準備金に積み立てるものでございます。

次に、議案第77号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてでございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,744万1,000円とするものでございます。

補正の内容と致しまして、臨時職員の賃金の追加でございます。

次に、議案第78号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万3,000円を減額致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,320万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しまして、八郎湖指定湖沼に伴う羽立地区処理施設の改良費の確定に伴う減額でございます。

次に、議案第79号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,939万円とするものでございます。

補正の主な内容と致しまして、流域下水道維持管理費負担金430万9,000円、消費税が641万5,000円をそれぞれ追加し、それから公債費556万8,000円を減額するものでございます。

次に、議案第80号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてでございます。

本会計は、予算の総額は変更致しません。施設管理費内での組み替えを行うものでございます。

最後になりますけれども、議案第81号、平成21年度水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてでございます。

収益的支出は120万円の追加で、天王地区浄水場の修繕費でございます。資本的支出は予算の総額を変更せず、調査費から配水管布設工事費に184万円の組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第19、同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第20、同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、同意第8号および日程第20、同意第9号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

同意第8号および第9号について、提出者より一括して説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第8号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市飯田川飯塚字飯塚74番地

氏 名 門間裕一

生年月日 昭和24年3月25日

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成21年9月30日付けで人権擁護委員の菊地富保氏が退任したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない。これが提案理由であります。

次に、同意第9号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字道合24番地4

氏 名 村山 稔

生年月日 昭和20年 9月13日

平成21年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成22年 3月31日付けで人権擁護委員の村山 稔氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが理由であります。

第 8 号については、菊地富保さんが退任したいということで、新たに門間裕一さんを推薦したいと。お手元に略歴をお届けしておりますが、ご承知のように議会事務局長を退任し、性格も真面目で精神も温厚ということで人権擁護委員にふさわしいと思い、第 9 号についての村山 稔さんは再任であります。どうか宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これより同意第 8 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより同意第 8 号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第 8 号は同意することに決定しました。

○議長（藤原幸作） これより同意第 9 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第 9 号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

【日程第21、発議第7号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第22、発議第8号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、発議第7号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についておよび日程第22、発議第8号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第7号および第8号について、提出者より一括して説明を求めます。15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 提出者説明を致します。

発議第7号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者、伊藤栄悦、賛成者、佐藤 昇議員と児玉春雄議員の2名であります。

提案理由は、現在の厳しい社会経済状況を鑑み、さらに平成21年8月に出された人事院ならびに県人事委員会の勧告の内容に基づき本市の一般職員が期末・勤勉手当の支給割合を減じており、さらに常勤の特別職（市長・副市長、教育長）も同様の措置を講じていることから、本議会議員についても期末手当の額を0.15か月分引き下げのため、条例の関係部分を改正するものであります。

なお、この改正による影響額は議員22名全体で138万円の減額となります。

以上であります。

次に、発議第8号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者、伊藤栄悦、賛成者は佐藤 昇議員と児玉春雄議員の2名であります。

提案理由は、平成22年2月22日から議員定数が20人となる予定であることから、常任委員会の構成と定数および議会運営委員会委員の定数を改正するものであります。

常任委員会制度は広範かつ多岐にわたる地方公共団体の事務を合理的、能率的に調査または審議するために設けられた制度であり、1つの委員会には委員が最低6人以上は必要であるとされております。さらに、議員定数の類似する全国、県内他市の状況を見

ると、3 常任委員会とし定数を6人以上確保しております。

これらのことから、これまでの議案の審査件数、所管の特別会計の数、陳情・請願の処理数などを総合的に判断した結果、これまでの総務常任委員会と文教常任委員会を1つとし、新たに総務文教常任委員会、定数7名、社会厚生常任委員会の委員の定数を6名、産業建設常任委員会の委員の定数を7名とするものであります。

また、議会運営委員会の委員定数については常任委員会の定数にならう例が多く、また、その選出方法は今後は会派からのドント方式による選出を基本とすることから、定数を6名に改正するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決致します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決しました。

これより発議第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決致します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決しました。

【日程第23、陳情第11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書 から 日程第29、陳情第17号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情】

○議長（藤原幸作） 日程第23、陳情第11号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書から日程第29、陳情第17号、後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情までを一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第11号から陳情第17号までについては、11月26日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号から陳情第17号までについては各常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第30、総務常任委員会審査報告（継続審査 発議第6号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第30、これより総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会に付託されておりました潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）につきまして、総務常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 平成21年度第3回定例会で本委員会に付託された継続審査となっております議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日 平成21年10月5日、10月15日、11月4日

出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、鈴木斌次郎、藤原幸作、大谷貞廣

欠席委員 佐藤幸孝（10月5日、10月15日）

委員外委員として出席を求めた者 伊藤栄悦

議会事務局出席者 議会事務局長 伊藤 正、議会事務局次長 門間善一郎

書記 議会事務局 鈴木 学

審査の経過と結果

発議第6号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）についてはじめに提出者から提案理由の説明を受けております。

その内容は、先の9月定例会での説明と同じく「地方分権の進展により地方に権限が移譲され、議会の権能の発揮がより求められる。その中で地方自治法第96条第2項により議決権の拡大を目的とし議員発議するものである。二元代表制において議会が市民の負託にこたえることを目的とするものである」との説明が提出者からありました。

次に、委員から、9月定例会の本会議での質疑応答を確認する意味での質問と新たな質問を提出者に対して行っております。その内容について、要点を問答形式で報告致します。

問：新たに条例に挙げた3つの計画について、当局から協議したい、協議して再考願いたいとの話があれば応じる考えは。

答：当局とは協議しない考え。執行権と立法権は別であり、今の段階から協議する考えはない。ただ、運用規則を作成するに当たり当局から協議したいと話があれば応じることになる。

問：執行権と立法権を明確にする意味で話し合う余地はないということだが、6月に提案したときはあつたように思うが。

答：公式には協議していない。96条の2に基づいて主体的に提案したもので、運用規程を作るという段階になれば応じる。

問：条例を策定するに当たり、政令、省令などはすべて精査し、違反がないことを確認しているか。

答：違反はないと思う。

問：上位法に規定しているものを更に条例に制定するのは、「さらに高い担保をとるため」との説明があつたが、高い担保とはどういう意味か。

答：私の発言でないのでよくわからない。多分96条の1に規定されている15項目以上のものを担保とするという意味合いではないか。

問：地域福祉計画には次世代育成行動支援計画が含まれる。住民アンケート、説明会などを実施し、住民の声が反映されているのになぜ議決するのか。

答：アンケートや市民の声を反映させるための検討委員会は別物。議会は議会の権能を発揮して執行権のチェックをする。別の問題である。

問：現在は議会議員が各種計画の策定委員に委嘱されている。「どの議員がどの委員

会に属しているのかわからない、議会の代表として委嘱されていない、委員から報告もなく、委員以外の声が届かない」ことから個人参加であると説明があったが、これらが解決されても、なお条例を制定して議決しなければならないのか。

答：条例は制定しなければならない。全国市議会議長会においては、法的に入る策定委員会についても改正を要求している状況であり、私も議員は委員になるべきではないと思う。あくまでも個人で参加しているもので、議員という立場からは賛否のときは意思表示をするものである。

問：議決することにより何が変わるのか。市民がわかるように説明を。

答：策定のプロセスに市民の声が反映される。それは執行部である一定の策定をした段階から。

問：立案、策定を経て最終的に議決はされる。ある一定の策定をした段階で市民の声の反映とはどういう意味か。議決は最終場面であるが。

答：今回は議決事件でないものを議決事件とするもの。議決をすることが市民の声を反映させることになる。

問：当局ででき上がった計画をどうぞ審査してください、議決してくださいという解釈でよいのか。

答：そのとおりである。

問：住民が参加して策定してきたものを議会が審査により修正できると考えるか。

答：執行部は市民の声を反映させながら作成する。それに対し、議会は議会の権能を発揮する。二元代表制で議会は議会としての権能を発揮していく。

問：前回の発議から3つの計画を取り下げ、新たに3つを議決事件として挙げているが、この整合性は。

答：全員協議会で議決事件と報告案についての説明があった。前回の3つは当局からの意見を聞くと報告事項ではないかという話であったので、今回は議決事件と思われるものを挙げた。

問：各種計画の策定委員会に議員は参加しないという説明であった。しかし、参加することにより提案もできる面は確かにあるはずである。一方で参加はだめだと言いながら、一方で策定段階から入っていくというのは、どう解釈したらいいのか。整合性は。

答：議員は最終的には本会議で議論しながら審査する。

問：説明の中で「議論しながら一緒にいいものを作っていきたい。議会の責任も重く

なる」とあった。今までの審査形態とは異なっているが、具体的にどう参加していくのか。議会が修正案を策定することや、見直し箇所を当局に具体的に示すなどの具体的な考えは。

答：やり方の問題である。議決の意味を考えると、市民の負託を受けた議員が市民の声を伺いながら、修正してもらいたいものがあればそれを出すという形である。

問：当局で策定してきたものをいきなり審査するのか。特別委員会とか全員協議会などの方法については。全員協議会であれ特別委員会であれ、審査には相当の期間、時間を要する。今までの会期でいけるのか。時間的な面の検討は。

答：運用規程の中で全員協議会や特別委員会のことも触れられると思う。多分、当局から話があるかもしれない。前もって全員協議会に示されるなど運用規程に盛り込まれると思う。

問：提出者は策定段階を「議会に上程して審査する期間を含む」と解釈されているようだが、「策定」と「審査」は別個ではないか。

答：別個である。審査は審査権に基づくものであり、策定は「審査の段階に至るまで」である。

問：運用規則についての考えは。

答：運用規則の作成は当局の権限。作成することになり協議が必要であれば、こちら（議会）に来るはず。

なお、委員から「執行権と立法権、議決権、当局と議会、さらに市民という区分けにあまりにも縛られ過ぎるのではないか。もっと柔軟な考え方が必要ではないか」という意見がありました。

次に、本会議でありました修正の件について提出者から再度確認をしております。

その内容は「議員必携の中にある条例審議の着眼点として「あいまいな表現があってはならない」というものがある。9月定例会の質疑では「策定の段階」の表現が「最初から」ととらえられるとの話があった。そのため、目的の中にある「計画の策定段階から」を削る。更に、3条中の「市長等執行機関」は、執行するのは市長なので「市長に改め、「あらかじめ」は、「あらかじめ」は辞書によると「事前に」という意味なので削る」という説明がありました。

これをもとに委員会では、議員必携にあります「条例審議の着眼点」にある次の項目を確認しながら審査しております。

1. 何の目的で制定されるのか。
2. 住民が賛同する内容であるか。
3. 違法な点がないか。
4. 現行条例との関係はどうか。
5. どれほどの効果が確保されるか。
6. 表現が適当であるか。

1、2については、住民の代表として議会が権能を発揮する。それが、ひいては市民のためになる、利益につながることを期待される。3については、地方自治法第96条第2項に基づいて議会の権能を強化するという点から違法な点はないと考えられ、4については特に問題はない。5については、議決をすることにより執行部においても、より慎重さが求められるようになり、住民の要望に近いものができるとの意見が出されております。6の表現が適当であるかについては、各委員より提出者からの説明にもあったとおりに修正すべきではないかという意見が出され、会議規則第93条の規定により、佐藤恵佐雄委員より「提案理由、条文中に誤解を招く点がある」との提案理由で修正案が提出され、委員会で協議の結果、全会一致で修正すべきものと決しております。

その内容は別紙の修正案のとおりであります。

1点めは、原案の提案理由中「策定の段階」を削除したものを本委員会の提案理由とする。2点めは、第1条中「計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、」を削る。3点めは、第3条中「市長等執行機関は」を「市長」に改め、「あらかじめ」を削るという内容でありました。

以上、総務常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

ただいまの総務常任委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございます。

審査の内容等につきましては、ここに問いと答えが出ておりますけれども、そもそもこの96条の2項につきましては、6月、9月議会に提案されてきたことであり、まず9月定例議会でのことにつきましては、議員は策定の段階、あるいは計画の段階からその審査に加わりたいということでしたが、これについては執行権の侵害に当たるのではないかというようなことで、この総務常任委員会にその内容等につきまして審査をしてくださいということで付託をされておりますが、じゃあ実際、この5につきまして、6

ページめの5、どれほどの効果が確保されるかとなっておりましてけれども、そこでは議決にすることによるとなっておりますが、今までも当然提案されたものは議決に対して審査が行われてきておりまして何ら変わらないと思っておりますが、どの時点でまず議会がその審査に加わっていくものか、その辺のところはどういうお話があったのかひとつお聞かせ頂きたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 総務委員会の審査の経過は、先ほど説明したとおりでございます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ですから9月定例議会では、計画の段階から入っていくのが、これが執行権の侵害に当たるということから、これを削除したらどうかということでもまず総務委員会に付託されたわけです。ですから、じゃあその削除をすることになりますと、どの段階から入っていくのかということ委員会では何も審議しなかったということになりますか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 提案者から削除と、そういう項目で審査しておりますので、何回聞かれても総務委員会では、ただいま報告したとおりでございます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 6ページの、どれほどの効果が確保されるかということに対しては、議決することによるとなっているが、今までも議決することによってこの議会で、本会議で提案されたものについては十分に審査、あるいは審議を尽くされてきて、それで議決しているわけですので、何ら今までと変わらないわけです。じゃあこの条例のそもそもの目的というのは、市民の生活向上、あるいは福祉の向上のため、市民のために条例を作るわけですので、この条例では何の福祉の向上、あるいは市民のための向上にはならないと私は思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 今、報告があったところについてであります。西村議員とちょっと関連を致しますけれども、先ほど西村議員も言われたように、どれほどの効果が確保できるのかといった部分ですが、報告に書かれてあるように、議決をすることに

よって執行部がより慎重さを強めていくと、それが住民の要望に近いものができるという表現であります。反対から見ると、議決をしなければ執行部は慎重さが欠けるのかという表現になっているわけでありまして、なぜここでその議決をしなければそうした効果が見込めないのかという議論はどうだったのかというのを一点お聞かせ頂きたいのと、それから委員会の審査の中で前にも出ましたけれども、議会基本条例、あるいは自治基本条例との整合性といったような、そういう議論、お話はなかったのかというのが2点めであります。それから、3つめは議会でこれを審査するとき、どのような形態で審査をしていくのかという流れといいますか、審査の形態の状態をどうするのかというようなことの議論がなかったのか、この3点についてお伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

効果の件については、先ほども何回も言いましたが、こういうことで審査の報告のとおりですけれども、どうかということでしたが、そこまでは突き詰めては審査していません。

それから、いま一つ、基本条例云々というお話は、将来的にこれは9月定例会でも当局から話がありましたけれども、そういう話はしております。それから形態がどういう具合になるか、そのところは深く審査をしておりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 基本条例との関係についてはお話があったということですが、どのような内容で、どういう関連づけの議論になったのか、内容を教えて頂きたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） これから目的にするところの基本条例というものが出てきますよと、このぐらいのお話でございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 委員会の中で基本条例が今後出てきますよという予告をされたというような、ただそれだけのお話ですということですが、私はやはり議会基本条例、あるいは自治基本条例の中にこういったものが含まれて検討されるべきだろうと、前の定例会のときにもお話をさせて頂いたのですが、やはりこの部分が大変重要なところだったので、その部分があまり議論が深まらなかったということですが、さらに

もう一点お伺いしたいところがあるのは、報告書中に「更に高い担保をとる」という説明のところで、答えのところでは「私の発言でないのでよくわからない」と、「多分」というお話ではありましたけれども、委員会の中ではこの「更に高い担保をとるため」ということの内容、あるいは理由ということについて、これ以上の議論、あるいは質問等はなかったものでしょうか。その点1点お伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ありません。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） 単純な質問でございますけれども、6ページの後段のところに会議規則第93条の規程により、佐藤恵佐雄委員より云々と書いてありますが、ここだけ名前が出てくるのは、これはどういうわけなのか。何か意図ありますか。「委員」でよくないですか。なぜかといえば、その前のQ&Aいろいろ載っていますね。その中にいろいろと答えから質問があろうかと思えます。ここだけが隣にいる佐藤恵佐雄さんだけ名前が出てくるといふ、その理由がちょっとわからなくて。確かに佐藤委員からこういう問題提起されたと思えますが、なぜここだけ名前を載せなければならないのか、そこをひとつお知らせ頂きます。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ここは委員会内の発議という、そういう形で出たものです。だから佐藤恵佐雄委員と固有名詞を使っております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 個人攻撃するわけではないけれども、その前に先ほども言ったように、いろいろとQ&Aあります。恐らく佐藤恵佐雄委員だけが質問したり答えたりするわけではないと思えますが、やはりこういうところは個人名といいますか固有名詞を使うべきではないと思えますが、その点委員長、いかがですか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 今後の委員会の糧にしたいと思います。宜しく願います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 審査の内容についてなのですけれども、この前の議会の中で議会事務局の方からもいろいろな資料を読み上げてもらったのですけれども、この条例案に

対しての修正というのは、字句の修正ならばそれはできるけれども、その部分をまるっきり外しては、文章そのもの自体、条例の中身が変わるんですよ。そういう場合については、撤回、そういうことでこの前読み上げた記憶があります。皆さんご存知だと思いますけれども、これは出ている案に対して、まるっきりその文章を外したということで条例の中身がまるっきり変わってくるんです、提案の中身が。ですから私はこれについては、まず一時撤回した方がいいと思います。

それから、議決すべき内容についてなのですからけれども、この前も私お話しましたが、1、2、3、4と議決すべき事件が挙げてある第2条でありますけれども、特に問題だと思うのは私、地域防災計画についてなのですからけれども、国の段階で決まった、県の段階で決まった、そして市の段階で決めようとしたときに議会の議決ですから、これは否決というのもあるんですよ。そういうときにどうするのかと。まるっきり市の防災計画が否定されて、ないような状態でどういうふうにするのかと、そこら辺まで2、3、4も含めて委員会の中で私は審議しなければいけないことだと思いますけれども、そこら辺についてはどのような審議をしたのでしょうか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） そういうところまでは審議しておりません。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 審議していないとなれば、何のためにこれから議決するのかと。

否決もあれば可決もありますよ。それをまるっきり考えないで、もう可決するという前提でもってこういう条例を作るということ自体が私はおかしいと思うんです。否決のことも考えながら、じゃあどうするのかというような場合、やはり慎重でなければいけないのに、これはもう私見る限りでは、可決するということを前提にやっているわけでしょう。ですから私は、私の立場からすれば、確かにこれは必要なことだと思いますけれども、いろんな状態に陥ることもあるので、今までどおりもっと議員みんなに全員協議会でも当局からのいろんな途中途中での説明で、それで私たちも意見を言いながらいいものを作っていくというスタイルが私はいいのじゃないかと。こういう条例を作らなくても、と私は思うのですけれども、そこら辺については審議されましたか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 委員会の中では慎重に審査したつもりでございますので、宜しく、誤解のないように、ご理解して頂きたいと思います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 否決されるということを前提にしながら、それは審議しなければいけないと思うんです。そこはなかったんですね。となれば、私はこの条例は大変不備がある条例だと思いますので、やはり取り下げてもらわなければいけないのじゃないかなど。字句の修正じゃなくて、文章そのもの自体が、やはり大幅な修正ですから中身が全然違って来るんですよ。だからいったん取り下げ、やはり後日またもっといいものを挙げるとかということにしていかないと、これは前回の継続ですよ。これはやはりおかしいと思いますよ。

○議長（藤原幸作） 時間が正午に近いわけですが、継続して審議をしたいと思えます。宜しくご協力をお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。まず、本案に反対者の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） ただいま総務常任委員会で審査されました発議第6号の条例案に対しまして、反対の立場で討論を行います。

反対の根拠は、条例案策定のプロセスならびに条例内容が不十分であり、不明確であるためです。本条例案の策定に調査、研究ならびに議論、協議が十分に行われておらず、このような欠陥条例が制定され、運用されれば、市政は大きな混乱を招き、市民生活に大きな影響を与えることは必至であることから、本条例案には強く反対をするものであります。

条例案の問題点等を以下に指摘します。

第2条では、議決すべき事件に4件挙げていますが、なぜ4件に限定したのか明確な理由が明らかにされておられません。本市で策定しているすべての行政計画を十分に調査、研究したのか疑問があります。特に計画の策定根拠となる法律との法的整合性の精査が欠落しております。

また、先進地事例などについて本議会は十分調査、検討、協議が行われておりません。本条例案がなぜこのように調査、検討、協議もないまま、慌てて制定しなければならないのか、その真意を理解することができません。十分に先進地事例を勉強し、その上で

十分な協議を行いつつ、議会基本条例や自治基本条例との整合性についても検討をすべきと考えます。第4条については、環境基本計画は環境基本条例第8条の5で、市長は環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないとあり、また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条で計画策定、または変更をしようとするときは、あらかじめ住民等の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする規定しており、更に、地域防災計画は災害対策基本法第42条および同条2項3、4で地域防災計画を作成し、または修正しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない、また、地域防災計画を作成し、または修正したときは、その要旨を公表しなければならないと、それぞれ規定されております。市民の声が十分反映されるよう、上位の法律でこのように規定されているにもかかわらず、更に議会が策定段階から積極的に入り込む必要があるでしょうか。条例案はこれら上位法で既に規定されていることについて、市独自に再度議会議決を必要とするもので、法の趣旨からも行政手続の簡略化からも、議決の重さからも矛盾していると言えます。このように、目的が明確となっていない条例は、条例としてあり得ないものと言えます。

また、条例の運用については、全く想定されていないとも言えます。本市で策定されている行政計画は、どれも膨大であり、一部局にとどまらず全部局にまたがるものも多くあります。それらを本会議であれ、委員会であれ、議会で行政計画を審査するには、相当の時間が必要になります。条例制定では運用方法が重要ですが、本条例案では行政当局との協議等が不十分であり、議会での審査形態が全く想定されていません。更に、条例制定後、提案された行政計画が議会で否決された場合に、議会はどのような対応が必要なのか、当局への影響度なども全く想定されておられません。多くの行政計画等は、現在、審議会や検討委員会の協議や答申に基づき、そして住民広聴会などのプロセスを経て策定されています。各種審議会等へは議員も参画しています。参画は議会代表であり、個人資格での参画ではないはずです。現状で既に計画策定段階から議会が参加していることになり、改めて条例は必要ないことになります。行政計画を議会で議決することになった場合、そのプロセスの中で議会が計画案を否決した場合、どうなるかが想定されていないことは先ほども述べたとおりであります。議会の役割と責任、当局への影響など熟慮されなければならないものが、ここではないがしろにされていると理解せざるを得ません。更に、こうした条例が施行されれば市民の不利益につながるばかりでなく、多大な迷惑と負担が生じてきます。先にも述べましたが、本条例案は当局の市政運

営に直接的に影響するものであることから、当局と十分な協議、調整が必要と考えると同時に、現状の何が問題なのか、議会で何を求めるのかを当局全体、全職員と認識共有を図っていかなければ条例運用はできないと考えます。市長はじめ全職員と認識や問題点の共有ができているのでしょうか。現状の何が問題で、何を求めるのか、甚だ疑問が残ります。更に、過半数を超える議員が本条例案の提出者、賛成者となっていますが、そこでも全員が問題意識の共有をしているのか疑問が残ります。本条例案は、市長の執行権侵害にも抵触するような独断的発議と言わざるを得ません。このように本条例案は、策定プロセスと内容が不明確であると同時に慎重な調査、研究、更に、議会全体、当局と十分な協議が行われていない状況での産物と言えます。議会の議決機関としての役割を、より発揮するという耳障りのよい文言につられ、安易に流行に乗って本市の状況等や法的整合性の精査もないままに不必要な条例を制定することになれば、議会の権威や信用が失墜するばかりか、選良と言われる議会議員の資質もまた市民に問われることになるでしょう。市民の声を行政に反映させる方法が議決だけなのでしょうか。行政当局は市民の声の吸収が不十分かもしれないため、議会は議会の権能をより発揮して市民の声を行政に反映させるために議決するということが市民に有益となるのでしょうか。二元代表制を具現化することとの主張ですが、市長も議員も市民のために一緒に働いている人であって、対立要素を条例化する必要は全くありませんし、市民不在の不毛の理論の展開に、果たして市民が受け入れをするのでしょうか。市民が何を望んでいるか、それをどう実現するか、そのために議会と行政当局の関係はどうあるべきかという、いわば原点に立ち、こうしたことを各議員はしっかりと認識しなければならないはずだと考えます。本条例案が本市発展のために、市民の福祉向上に本当に必要なのでしょうか。後世に憂いを遺すような条例が制定されることに、議会議員として阻止しなければなりません。必要であるならば、もっと緻密に多方面から調査、研究、精査、協議を十分行って制定する必要があると考えます。発議された本条例案は、意味、定義づけ、運用等に不備があり、欠陥があります。本条例案が真に整合性があり、意図するところが正しく示され、市民、当局、議会が共通認識を持ち、不都合のない運用ができるのかといった点から必要か否かの判断ができると考えます。本条例案は、各議員の賢明な判断で否決すべきであると訴えまして、反対討論と致します。

○議長（藤原幸作） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ないようですので、次に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決致します。

なお、本案に対しては、総務常任委員会から修正案が提出されておりますので、この修正案に対しての採決を行います。修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、本案は可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しましたので、これで散会します。

なお、12月2日水曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

午後 0時10分 散会

